【一般会計等財務書類に係る注記】

１　重要な会計方針

⑴　有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産･･････････････････････････････取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59 年度以前に取得したもの･･･････････再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1 円としています。

イ 昭和60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの････････････････取得原価

取得原価が不明なもの･･････････････････････再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1 円としています。

② 無形固定資産･･････････････････････････････取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの････････････････取得原価

取得原価が不明なもの･･････････････････････再調達原価

⑵　有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

①　満期保有目的以外の有価証券

　ア 市場価格のあるもの　本年度末における市場価格を計上しています。

　イ 市場価格のないもの　取得原価により計上しています。

②　出資金

　ア 市場価格のないもの　出資金額により計上しています。

⑶　有形固定資産及び無形固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(土地、立木竹、美術品・骨董品、歴史的建造物及び建設仮勘定を除く)及び無形固定資産(地上権、地役権、借地権、鉱業権等の用益物権を除く)は、残存価額を０として定額法により減価償却を行っています。また、リース資産については所有権移転ファイナンス・リースであり、同様に残存価額を０として定額法により減価償却を行っています。

⑷　引当金の計上基準及び算定方法

①　徴収不能引当金

　　　　過去５年間の平均不納欠損率に基づく徴収不能見込額を計上しています。

　　②　退職手当引当金

　　　　期末自己都合要支給額を計上しています。

　　③　賞与等引当金

　　　　翌年度６月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本年度の期間に対応する部分を計上しています。

⑸　リース取引の処理方法

　　　　リース料総額が300万円を超える所有権移転ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行い、それ以外のリース取引は賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

⑹　資金収支計算書における資金の範囲

　　　　現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（歳計現金等の保管方法としている預金等をいいます。）また、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含みます。

⑺　その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

　①　物品およびソフトウェアの計上基準

取得価額又は見積価額が50万円以上のものを計上しています。

②　資本的支出と修繕費の区分基準

金額が60万円未満であるときに、修繕費として処理しています。

③　消費税及び地方消費税の会計処理

税込方式により処理しています。

２　重要な会計方針の変更等

該当事項はありません。

３　重要な後発事象

　　該当事項はありません。

４　偶発債務

　　該当事項はありません。

５　追加情報

⑴　対象範囲とする会計

　一般会計

⑵　財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

①　地方自治法第235条の５の規定により出納整理期間が設けられています。

そのため、本年度に係る出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって、本年度末の計数としています。

②　千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

③　地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

　　実質赤字比率　　　　 －％

　　連結実質赤字比率　　－％

　　実質公債費比率　 　10.6％

　　将来負担比率　　　　43.6％

④　利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額　　　393,357千円

⑤　繰越事業に係る翌年度支出予定額

継続費　　　　　 66,507千円

繰越明許費　　374,925千円　　　　　　合計　　441,432千円

⑤　過年度修正に関する事項

　　賞与等引当金について、前年度において期末手当及び勤勉手当に係る法定福利費相当額が計上されておりませんでしたが、本年度はその分を計上しています。

　⑶　貸借対照表に係る事項

①　売却可能資産の範囲及び内訳

ア 範囲

普通財産のうち、活用が図られていない公共資産。

イ 内訳

　　　　　　　　事業用資産　　193,220千円（193,220千円）

土地　　　 193,220千円（193,220千円）

平成30年３月31日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における評価方法によっています。

上記の（193,220千円）は、貸借対照表における簿価を記載しています。

　　　②　地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

　　　　　　標準財政規模　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 5,259,779　千円

　　　　　　元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額　 787,102　千円

　　　　　　将来負担額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 11,918,664　千円

　　　　　　充当可能基金額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 1,969,476　千円

　　　　　　特定財源見込額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　191,229　千円

　　　　　　地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額　　　　　7,804,289　千円

③ 地方自治法第234条の３に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　144,788千円となっています。

⑷　純資産変動計算書に係る事項

①　固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

　②　余剰分（不足分）

　純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

⑸　資金収支計算書に係る事項

①　基礎的財政収支　　　　△60,641千円

②　資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額

資金収支計算書の業務活動収支　　　　　　 474,646千円

未収債権、未払債務等の増加（減少）　　　　357,240千円

減価償却費　　　　　　　　　　　　　　　　 　△1,030,518千円

賞与等引当金繰入額 　　　　△68,603千円

徴収不能引当金繰入額　　　　　　　　　　　　　△6,737千円

資産売却益　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　108,111千円

純資産変動計算書の本年度差額　　　　　　　880,341千円

③　一時借入金の状況

　　一時借入金の限度額は1,300,000千円としています。